

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」の計画再変更について

令和元年7月10日に当該計画を一部変更（民設化の手法）した特別養護老人ホーム「すみよし」について、再度計画（民設化の手法）を変更する。

1 変更理由

特別養護老人ホーム「すみよし」については、合築施設の機能を含めた譲渡が困難なことを理由に、令和元年7月10日に民設化の手法を譲渡から貸付に変更したが、議会、関係法人、関係団体からの民設化手法の整合性等に対する意見等を踏まえ、改めて検討を行った結果、再編整備計画における民設化手法の原則としている「譲渡・民設化」とする手法を確立できたため、再度計画を変更するもの。

2 変更年月日 令和元年12月19日

3 変更箇所

(1) 川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画【本編】P91

<策定時(平成30年3月)>

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34~平成39(2022~2027)年度
特別養護老人ホーム【公設】	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き		譲渡・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き		建替え・民設化	事業推進

<変更(令和元年7月10日)>

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4~令和9(2022~2027)年度
特別養護老人ホーム【公設】	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き		貸付・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き		貸付(R3~R4) (入居調整等)	建替え・民設化(R5~) 事業推進

<再変更(令和元年12月19日)>

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4~令和9(2022~2027)年度
特別養護老人ホーム【公設】	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き		譲渡・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き		貸付(R3~R4) (入居調整等)	建替え・民設化(R5~) 事業推進

(2) 川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画【概要版】

<資料左側上部>

1 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画

(1) 施設ごとの方向性、取組の考え方

①公設施設の再編整備

<策定時(平成30年3月)>

①譲渡・貸付民設化

施設	内容
夢見ヶ崎 すみよし こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら ひらまの里	指定管理期間終了後、 譲渡により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 建替えによる再編整備に向け検討 を行う。

②建替え民設化

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会総合センター」の移転後、 現地での建替え を進める。

<変更(令和元年7月10日)>

①譲渡・貸付民設化

施設	内容
夢見ヶ崎 こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら	指定管理期間終了後、 譲渡により民設化 を図る。
すみよし ひらまの里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 建替えによる再編整備に向け検討 を行う。

②貸付・建替え民設化

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会総合センター」の移転後、 解体までに入居調整等を行う期間を貸付とし、現地での建替え を進める。

<再変更(令和元年12月19日)>

①譲渡・貸付民設化

施設	内容
夢見ヶ崎 すみよし こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら ひらまの里	指定管理期間終了後、 譲渡により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 建替えによる再編整備に向け検討 を行う。

②貸付・建替え民設化

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会総合センター」の移転後、 解体までに入居調整等を行う期間を貸付とし、現地での建替え を進める。